

事業計画（福島県相馬市）

1. 海岸対策

①海岸の状況

市内の地区海岸数	9 地区海岸
被災した地区海岸数	9 地区海岸
応急対策を実施した地区海岸数	4 地区海岸
本復旧を実施する地区海岸数	9 地区海岸

②堤防高

平成 23 年 10 月 8 日に堤防高を公表[※]。

新地海岸・相馬海岸① : T.P. 7.2m (対象 : 高潮)

相馬海岸② : T.P. 7.2m (対象 : 高潮)

鹿島海岸 : T.P. 7.2m (対象 : 高潮)

※ 公表した堤防高を基本に、環境保全、周辺環境との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、公衆の利用等を総合的に考慮して決定する。

③復旧の予定

復旧する施設の概要計画については、平成 23 年 12 月までに策定済み。

これに基づく本復旧工事の実施については、復興計画を踏まえ、集団防災移転、防災林等他の事業との調整等を進めながら今後決定する。

本復旧工事の完了については、まちづくりや産業活動に極力支障が生じないよう、計画的に復旧を進め概ね 5 年での完了を目指す。

④平成 25 年度における成果

・全ての地区海岸において、本復旧工事に着工[※]した。

※ 工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。

⑤平成 26 年度の成果目標

・全ての地区海岸において工事の進捗を図り、平成 27 年度完了[※]を目指す。

※ 工事完了とは、復旧工事の引き渡し等をもっていう。

⑥その他

・地区海岸毎の計画等については別添一覧表に記載。

2. 河川対策

【県・市町村管理区間】

- ① 2級水系日下石川水系など^{※1}の県管理区間では、全箇所^{※2}の災害査定を完了し、16箇所^{※2}で災害復旧事業を実施中。

本復旧については、平成25年度内に、10箇所において着手した。

なお、相馬市の市管理区間では、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の該当事業はない。

- ②平成25年度に、新たに4箇所^{※2}で本復旧に着手（累計10箇所）。

平成26年度内に14箇所^{※2}で本復旧完了予定。

また、海岸堤防の整備計画及び市が策定する復興計画等と整合を図りながら逐次整備し、概ね5年を目途に全箇所完了させることを目標とする。（まちづくりと一体となって実施する区間については、まちづくりと堤防整備の調整を図りながら実施。）併せて、堤防において液状化のおそれがある箇所については対策を実施。

- ③平成25年度における成果

・新たに、6箇所^{※2}で本復旧に着手（累計10箇所）。

- ④平成26年度の成果目標

・全ての河川において、工事の進捗を図り、平成27年度完了を目指す。

3. 下水道

①箇所名：相馬市下水処理場（※位置図を参照）

②平成 24 年度における成果

平成 24 年 8 月に通常レベルの処理を開始。

4. 農地・農業用施設

①被災状況

津波により 1,270ha の農地及び排水機場等の基幹的農業用施設に甚大な被害

②施設の復旧

○応急復旧状況

基幹的排水施設である和田、白山、相馬等 8 排水機場について実施済み。

○本格的な復旧

復興計画を踏まえ、概ね 5 年以内の完了を目指す。

平成 25 年度内に、和田排水機場ほか 6 排水機場について復旧完了。

古磯部第二排水機場について工事実施中。

③農地の復旧

復興計画等に基づく各種工程と調整を図りながら、早期の復旧を目指す。

○平成 24 年度から営農が可能な農地 約 156ha

○平成 25 年度から営農が可能な農地 約 541ha

○平成 26 年度から営農が可能な農地 約 216ha

○平成 27 年度の営農再開を目指す農地 約 29ha

○平成 28 年度以降の営農再開を目指す農地 約 140ha

（ 現時点における農地復旧の見通しを示したものであり、今後の地元調整等により、面積は変わり得るもの。 ）

④区画整理等検討状況

八沢地区等において、大区画化等の区画整理を実施しているところ。

5. 海岸防災林の再生

①箇所名： 昼小屋、大洲、十二本松

②被災状況

津波により防潮護岸 3,100mが沈下、転倒した。また、林帯地盤 88ha が地震により地盤沈下するとともに、津波により森林が流失した。

③事業計画の内容

被災した防潮護岸及び防潮護岸背面の著しく被災した林帯地盤（54ha）については治山施設災害復旧事業により復旧する。

流失した森林及び被害が軽微であった林帯地盤については、防災林造成事業により整備を行う。

④これまでの実施状況と今後の予定

防潮護岸の復旧工事については、平成 24 年度に着手し、平成 27 年度の完了を目指す。

林帯地盤（88ha）の復旧工事については平成 25 年度に着手し、平成 27 年度の完了を目指す。森林の造成については林帯地盤の復旧が完了した箇所から順次、苗木の植栽を実施し、平成 32 年度の完了を目指す。

⑤平成 25 年度における成果

治山施設災害復旧事業： 護岸工（矢板）576m、護岸工（頭部コンクリート）1,489mの復旧を実施。

防災林造成事業： 護岸工（矢板）116m、林帯地盤約 1 ha の盛土を実施。

⑥平成 26 年度における成果目標

治山施設災害復旧事業： 仮設工（仮栈橋）162m、林帯地盤 3.0ha の盛土を実施。

防災林造成事業： 林帯地盤約 38ha の盛土を実施。

①箇所名： 大洲（国有林）

②被災状況

津波により海岸防災林の林帯 57ha が被災するとともに、地震により地盤沈下した。

③事業計画の内容

林帯地盤の復旧については、災害復旧事業で復旧する。また、流失した森林については、防災林造成事業により整備を行う。

④これまでの実施状況と今後の予定

林帯地盤の復旧工事については、相馬市の復興計画及び他事業との調整等を踏まえ平成 24 年から着手し、平成 27 年度を目途に完了を目指す。

森林の造成については、林帯地盤の復旧後、防風工の施工等が完了した箇所から順次、苗木の植栽を実施し、平成 32 年度の完了を目指す。

⑤平成 25 年度における成果

治山施設災害復旧事業： 防潮堤の復旧 859m、林帯地盤の盛土 14ha の実施。

⑥平成 26 年度における成果目標

治山施設災害復旧事業： 林帯地盤約 25ha の盛土、植栽工約 10ha の実施。

(保全対象： 市道大洲松川浦線、農地、梅川集落等)

(なお、国有林内については、国有林野内直轄治山施設災害復旧事業等により国が直接実施する。)

6. 漁港

①被害状況

漁港数：1 漁港

被災漁港数：1 漁港

②スケジュール

相馬市内の松川浦漁港において、平成 25 年度末時点で、部分的に岸壁の使用が可能となっている。

今後、平成 26 年度までに、その他の漁港施設の復旧完了を目指す。

7. 復興まちづくり

(1) 学校施設等

① 幼稚園・小中高等学校等

(i) 公立学校

〈相馬市立学校〉

東日本大震災により被災した市立学校のうち、公立学校施設の災害復旧に係る国庫補助金に申請済みの9校について、以下のとおり。

- 比較的軽微な被害に留まる4校、1園のうち2校、1園については平成23年度において復旧を完了した。また、残りの2校については平成23年度からの事業着手、平成24年度内に復旧完了した。
- 平成24年度において、補助申請を追加した3校については、平成24年度内に事業着手、事業完了した。
- 甚大な被害を受けた大野小学校校舎については、本格復旧までの間、応急仮設校舎を設置し、平成23年度からの事業着手、平成24年度内に復旧完了した。また同じく甚大な被害を受けた桜丘小学校体育館については、本格復旧までの間、近隣にある市営体育施設を利用しつつ、本格復旧に向けて平成23年度からの事業着手、平成25年度内に復旧完了した。
- 甚大な被害を受けた桜丘小学校、磯部小学校屋内運動場については、平成24年度補助申請、着工し、平成25年度に竣工した。

尚、桜丘小学校については負担金、災害復旧費、磯部小学校については基金にて対応した。

(ii) 私立学校

東日本大震災により被災した私立学校のうち、私立学校施設の災害復旧に係る国庫補助に申請している幼稚園1園については、比較的軽微な被害のため、平成23年度中に復旧は完了している。

【校庭の土壌処理】

校庭の空間線量率が毎時 $1\mu\text{Sv}$ 以上の市立学校2校、1園については、平成23年6月末までに表土除去が完了した。

平成23年度、市立小中学校外12校、5園のグラウンドの土壌処理が完了した。

【グラウンドの整備】

グラウンドの覆土を行った市立小中学校について、風雨により土壌が流失してし

まうことから、相馬市立飯豊幼稚園外2園、八幡小学校外7校、中村第一中学校外3校グラウンドについて、クレー舗装工事を行った。工事については、平成25年度に着工し、平成26年5月に工事完成予定。また、平成26年度においては、玉野小中学校グラウンド整備工事を行い、年度内の工事完成を予定している。

【学校施設の除染】

<相馬市立学校>

市立学校について年間1 mSv超の箇所（地上高50cm、 $0.23 \mu \text{ Sv/h}$ ）を確認し、除染業務を行った。

市立学校15校の内、平成24年度内に玉野小学校外4校、3園の除染が完了、平成25年度内においては、市立小学校のプール除染及び日立木小学校外9校及び幼稚園4園の除染が完了。除染内容は、土壤に関しては表土の入れ替え、屋根、雨どいについては高圧洗浄を行った。

<県立学校>

相馬市に所在する県立学校で、東日本大震災により被災し、公立学校施設の災害復旧に係る国庫補助を受けた3校について、以下のとおり復旧完了した。

比較的軽微な被害に留まる相馬高校は、平成23年9月まで復旧完了した。

相馬東高校については、地盤沈下等により甚大な被害を受けたが、比較的小規模な被害箇所については平成23年度内に復旧完了した。被害が甚大な箇所については、平成25年2月までに復旧完了した。

相馬養護学校については、作業室棟が甚大な被害を受けているが、その他比較的小規模な被害箇所については平成23年7月までに復旧完了した。

(ii) 私立学校

東日本大震災により被災した私立学校のうち、私立学校施設の災害復旧に係る国庫補助に申請している幼稚園1園については、比較的軽微な被害のため、復旧は完了している。

②公立社会教育施設（公立社会体育施設と公立文化施設を含む）

<相馬市立社会教育施設>

東日本大震災により被災した市立社会教育施設のうち、公立社会教育施設の災害復旧に係る国庫補助に申請または申請予定の6施設について、以下のとおり、早期の復旧を目指す。

○ 比較的軽微な被害に留まる5施設については、平成23年度において復旧を完了した。

- 津波被害を受け、移転も含めた総合的な検討が必要となる磯部公民館については、相馬市磯部字狐穴地内に移転先を定め、名称を「相馬市磯部コミュニティセンター」として平成 25 年度内に着工、完成した。
- LVMH モエヘネシー・ルイヴィトン・ジャパン株式会社の寄付（相馬市ふるさと寄付金）により、心のケアや学力向上のための活動、情操教育を提供する場として「LVMH 子どもアートメゾン」を相馬市中村二丁目 15 に建設した。建設工事は平成 24 年度に発注、平成 25 年度に完成した。

8. 災害廃棄物の処理

①推計量について

東日本大震災においては、地震による大規模な津波及び地震による建物の倒壊等により膨大な量の災害廃棄物等約 754 千トン（災害廃棄物が約 232 千トン、津波堆積物が約 522 千トン）発生。

②搬入状況について

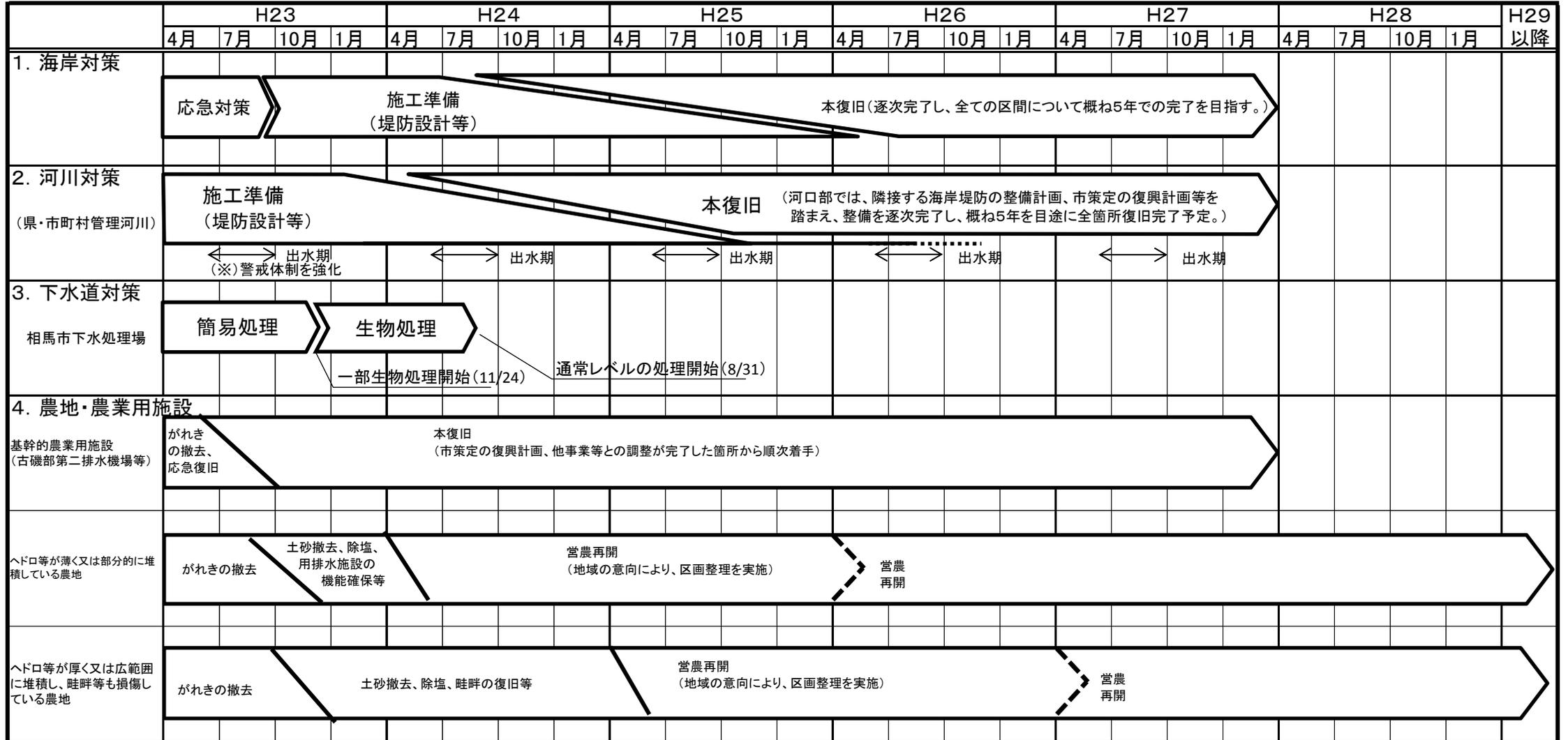
現在住民が生活している場所の近くの災害廃棄物については、平成 23 年 8 月までに仮置場へ概ね搬入した。その他の災害廃棄物等についても、平成 26 年 3 月末現在、災害廃棄物約 224 千 t（推計量の 96.6%）、津波堆積物約 522 千トン（推計量の 100%）を仮置場へ搬入済み。未搬入となっている損壊家屋等の解体により生じる災害廃棄物については、処理完了目標を達成できるようできるだけ早期搬入を目指す。

③処理状況と処理完了目標について

平成 26 年 3 月末現在、災害廃棄物等約 561 千トン（推計量の 74.5%）の処理を実施した（災害廃棄物約 216 千トン（推計量の約 93.1%）、津波堆積物約 346 千トン（推計量の 66.2%））。

中間処理・最終処分については、腐敗性等がある可燃性廃棄物については、平成 26 年 3 月末で大部分を処理完了。一部の可燃性廃棄物及び不燃物について、平成 27 年 3 月末までを目途に処理完了を目指す。なお、コンクリートくずほか再生利用を予定しているものについては、劣化、腐敗等が生じない期間で再生利用の需要を踏まえつつ適切な期間を設定する。

復興施策の工程表(福島県相馬市)



ヘドロ等が厚く広範囲に堆積し
用排水路等の損傷も著しい農地
や 地盤沈下により一旦水没し
耕土の損傷が著しい農地



(注) 大区画化等の工事を行う農地について、整備の完了はH28以降となる場合がある。

本工程は、被災した農地を原形復旧する場合の工程を検討し、営農再開を目指す時期を示したものであり、復興計画等に基づく各種工程と調整を図りながら進めていく必要がある。

5. 海岸防災林

(屋小屋他)	再生方針を決	防潮工の本復旧及び林帯地盤の復旧 (概ね5年で完了)	→	防風工等の施工が完了した箇所から順次植栽を実施 (全体の復旧を概ね10年で完了)
(国有林)	再生方針を決	防潮工の本復旧及び林帯地盤の復旧 (概ね5年で完了)	→	防風工等の施工が完了した箇所から順次植栽を実施 (全体の復旧を概ね10年で完了)

6. 漁港・漁場・養殖施設・大型定置網

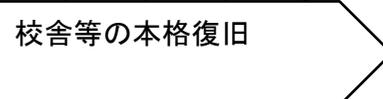
(1) 漁港

(県管理区間)	23年7月にがれき撤去完了	潮位によっては、岸壁の使用が可能	部分的に岸壁の使用が可能	すべての漁港施設の復旧の完了を目指す
---------	---------------	------------------	--------------	--------------------

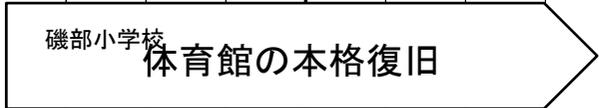
7. 復興まちづくり

(1) 学校施設等
○ 幼稚園・小中高等学校等
< 市立学校 >

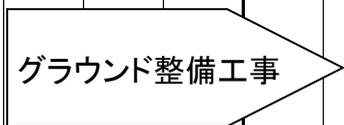
比較的軽微な被害に留まる学校の復旧



甚大な被害を受けた学校の復旧



不陸状態のグラウンドの整備



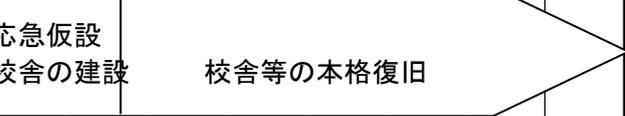
校庭、園庭の土壌処理事業



< 県立学校 >
比較的軽微な被害に留まる学校の復旧



甚大な被害を受けた学校の復旧



<p><私立学校> 比較的軽微な被害に留まる学校の復旧</p>	<p>校舎等の 本格復旧</p>	
<p>公立社会教育施設 <市立社会教育施設> 比較的軽微な被害に留まる社会教育施設の復旧</p>	<p>施設の本格復旧</p>	
<p>LVMH子どもアートメゾン建設</p>		<p>施設の新設</p>
<p>甚大な被害を受けた社会教育施設の復旧</p>	<p>磯部公 施設の本格復旧</p>	
<p>8. 災害廃棄物の処理</p>		
<p>災害廃棄物の仮置場への移動</p>	<p>(住民が生活している場所の近くの災害廃棄物)</p>	<p>(その他の災害廃棄物等)</p>
<p>中間処理・最終処分</p>	<p>(中間処理・最終処分) (木くず、コンクリートくずの再生利用)</p>	